

検討会におけるこれまでの指摘・意見等の要約

(実際の委員の御発言を要約して掲載しております。)

1 総論的な指摘等

- (1) 産業廃棄物については、金銭負荷を求めるにしても単なる財源確保以外に特有の目的があるとすれば、それなりのメニューを考えていくのがいいのではないか。(碓井委員、第1回)
- (2) この種類の税がどういう効果があるのかななどを議論していく中で、税とすることにどういう意義があるのかも議論の項目になるのだろう。(小早川座長、第1回)
- (3) 国における議論なので、日本がアジアの中、世界の中でどういう廃棄物政策のスタンスをとるかということ忘れてはならない。産業廃棄物税は目に見えるものにかかるが、目に見えないフローもあり、課税すると、目に見えないものの流れが玉突きで変わり、産廃が海外に流出するなどの可能性がある。このようなことを考慮し、世界との整合性を考えていく必要がある。(細田委員、第1回)
- (4) 現に各地方公共団体で採用されている税を認めるかどうかは地方税法上の仕組みであり、認められたものをダメという権限はない。他方で、産業廃棄物問題については、これまでの検討過程で経済的な方策で何か検討する余地あるだろうとの結論に至って、こうした検討がされている。ただし、検討会の結果、直ちに各自治体に対して直接何か言うということにはならない微妙な問題であり、さらに考えていかないと行き先は見えて来ないと思う。(小早川座長、第2回)

2 三重県産業廃棄物税についての指摘等

- (1) 最終処分場、特に管理型処分場のひっ迫、不適正処理による産業廃棄物処理に対する住民の不信感の増大から、新たな処理施設設置が困難という状況があり、これに対し三重県では、排出事業者による自主的情報公開制度、全国屈指の監視指導体制、公共関与による施設整備を実施。さらに従来の枠を越えた事業を展開する必要があると考え、新たな財源を確保する必要があり、税を創設することとした。新たな時代背景として、環境の21世紀、地方分権ということがあり、これらに関し三重県独自のビジョンもあった。

- (2) 知事からは、議論をオープンにしてコンセンサスを得ながら進めること、税制度・環境政策・産業政策のいずれの面からも政策的にしっかりしたものとするという指示。
- (3) 県民懇談会、産業界との意見交換、隣県にも説明に出向き、意見交換を実施。これらの過程での意見を踏まえ、最終的に、中間処理施設や最終処分場への搬入に対して排出事業者に課税する方式を採用し、発生抑制やリサイクルを促進することとした。
- (4) 納税義務者は、三重県内の中間処理施設又は最終処分場に搬入する排出事業者。排出事業者については、年間1000トン未満は非課税。徴収方法は排出事業者の申告納付。
- (5) 廃棄物処理法第14条の産業廃棄物処理業者の施設、又は法第15条の自社処分場の施設への搬入が対象。90%以上のリサイクル実績（売却される再生品が、残さとして処分されるものの9倍以上）を持つ施設を県で認定し、課税対象から除外。
- (6) 税率を1トン当たり千円に設定。企業の経営への影響や県外へいたずらに流出しないかを考慮。管理型処分場の処分料金は4万5千円程度。
- (7) 税収の用途は2つに大別。一つは、発生抑制・再生・減量化への助成、利子補給、企業間の産業廃棄物に係る情報交換を行うネットワークシステムの構築、リサイクル技術研究開発。もう一つは、監視指導体制の強化と最終処分場周辺地域の環境整備。
- (8) 効果として、助成を受けて13年度は1万6千トン、14年度は5.7千トンの減量化。県内における最終処分量も減少12年度実績37万トン、13年度実績は28万トン。税収見込みは、当初約4億円を1億3千万円に減少する見込み。財源確保手段であるとともに、環境政策の一面を持ち合わせており、税収の減少イコール廃棄物の減量となり望ましい方向。
- (9) 産業廃棄物の減量化促進という方向で全国的に導入が進むことは望ましい。
- (10) 今後の課題として、全国的に導入が進むことで、地域間調整が課題。二重課税、二重負担の問題や地域間調整による制度の複雑化。流入抑制や追い出し効果などの影響は、まだ不明であるが、2、3年の実績では見られていない。不法投棄を誘発することも現在のところない。
- (11) 廃棄物処理法の厳格な運用、自主情報公開制度、環境経営への取組の促進、産業廃棄物税という経済的手法を組み合わせる相乗的な効果を追求することが肝要。（長谷川委員、第2回）
- (12) 埋立処分場が枯渇してくれば、当然埋立料金そのものが上がらざるを得ないので、その上、新たにトン千円課税することでどの程度排出抑制になる

のか。発生抑制のための三重県の包括的な取組の中でどのように位置付けられるのか。(細田委員、第2回)

- (13) 発生抑制という観点で課税するのであれば、県外に搬出されるものについてどうして課税をしないのか。(森口委員、第2回)
- (14) 税の原則から言うと、製造段階で課税するものは国税に、消費段階に課税する税金なら地方税になじむ。なぜなら、ものの製造段階に課税すると、地域的偏在がおきるので、都道府県で課税する場合は、中間の取引段階で課税するのが原則である。この発想方法でいうと、産業廃棄物については、中間処理業者が引き取った段階で課税することになるので、三重県の税は、税の考え方からいうとややぎりぎり。(神野委員、第2回)
- (15) 課税客体は県内でなければ課税できないので、発生段階で課税するとすると、他県で発生した廃棄物には課税できず、搬入したという段階で課税することになる。三重県の税は、排出事業者が県内処分施設に搬入したという事実をもって課税するもの。(神野委員、第2回)
- (16) 排出事業者は県内で排出しており、かつ、産業廃棄物税という目的税の使用目的は、県内の排出抑制を視野に入れている。そうすると、県内の処分だけに着目するのではなくて、県内で排出するというのもこの制度の視野に入るのではないかという問題視もあり得るのではないか。(小早川座長、第2回)
- (17) 県内の事業者の排出を抑制するという政策をうつ財源として他県の人々が納めた税金も使ってしまって目的税としてセッティングすることはいかなものかという議論はあり得るだろうと思う。税とは、本来強制的に、無償で、収入を目的にするという3条件がそろわなければ税とは言わず、税収が減る方が望ましいというものは税とは本来いわない。諸外国の例などを見ると、目的税の税収の根拠と用途の根拠との因果関係は薄くても構わない。どういう形で負担しあうのかが住民の意志で決定できていればいい。(神野委員、第2回)
- (18) 納税義務者は排出事業者であるが、課税をとらえるのはその搬入だということで、それをリンクしているものが何なのか。廃棄物処理法の排出事業者責任が、三重県の産業廃棄物税の仕組みを成り立たせていることになるのか、あるいはそのことは無視して大丈夫なのか。(碓井委員、第2回)
- (19) 税収用途について、どうやって公平かつ効率的に一番いい使われ方をするのかが、納税者にとって重要な視点。税を財源とする補助金などの使い方公平かつ効率的であることをどう担保しているのか。有効に使っているということをどう評価しているのか。(経団連青山代理、第2回)

- (20) 三重県の税収の使途に廃棄物処理センター適正処理支援等事業費とあるが、公共の施設だけで限界があり、民間も含めて設置促進しなければ、枯渇化する最終処分場の確保につながらない。税を財源とする政策は民間処分場の設置促進にも充てられるべき。(大塚委員、第2回)
- (21) 当初4億円の税収を見込んでいた三重県の産廃税は、1億円弱の実収しかない。発生抑制が進み、さらに年ごとに税収が減少すれば、多様化する使途との乖離が広がってしまうのではないか。目的を達成するだけの効果があるのかということを考えるべき。(大塚委員、第2回)
- (22) 産業廃棄物行政部門の情報を税務部門に活用することができるかどうかは法律問題としてある。法律学者の研究課題でもある。(碓井委員、第2回)
- (23) 税法学者が常に言うように、税金は罰金であってはならず、税収目的でなければいけない。住民税や事業税を払っているにもかかわらず、その上さらに課税するには、その根拠を示し、どこまで納税者が負担しなければならないかを明らかにしておくべきであり、目的に応じて新たな税金が次々とつくられていくと、将来限りなく住民税等以外の税金が課せられるのではないかとの不信感が高まるのではないか。どうやって歯止めをするのか。これらのハードルをどうやって克服したのか。(飯野委員、第2回)
- (24) シャウブ勧告では、地方自治体が任務に応じた税源が与えられていないがために不健全で不公平な税制がつくられてきたと考え、自治体に対しては可能な限り独自課税を削減するよう忠告し、税源の問題が解決されれば、自治体の自主的判断に任せておくことができるとした。税源の配分をし、税源委譲をして安んじて地方自治体の判断に任せられるような状態をつくるのが重要。不健全で不公平な税金は認めるべきではない。(神野委員、第2回)
- (25) 地域エゴに等しい税の在り方については、処理業界全体として反対だが、産廃業の成熟化に向けて必要とあらば、一定規模以上の事業者を対象にするのではなく、全体的に課すべきである。(三本委員、第2回)
- (26) リサイクル率90%は税額控除とされているが、この定義が重要である。(細田委員、第2回)

3 鳥取県産業廃棄物処分場税についての指摘等

- (1) 鳥取県は今でこそ廃棄物が県外に流出しているが、かつては多くが県外から流入していた。平成5年に倉吉市の管理型処分場から汚泥が流出する事故があったのを期に、住民の反対運動が強まり、処分場の整備が進んでいない。

- (2) 県のために必要な産廃処理施設で情報公開や監視員制度の導入等一定の要件を満たしたものを指定施設として事業認定し、周辺整備に要する費用を交付するという鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例を平成11年度に制定。条例の附則に「知事は交付金の交付に要する経費を指定施設の設置者に負担させるために必要な税制上の措置その他の措置を講ずることを検討するものとする」とあり、これが税の検討を始める一つのきっかけになった。
- (3) 最終処分場への搬入重量により中間処理業者等が税を負担する仕組み。徴収方法は、最終処分業者を特別徴収義務者とする特別徴収で、3か月に1回、年に4回納期を定めている。一定排出量以下を免税にするといった措置は設けない。設けないために、特別徴収という形態を選択。
- (4) 自社処理については、排出事業者が、排出事業者責任を自分の経費と責任で全うしており、課税対象とするのは適当ではないといった判断があったため、課税しない。また、下水道汚泥に関しては条例上課税しない仕組み。
- (5) 税収は、全額を基金に積み立て、その基金から、産業廃棄物処理施設設置を促進するための施策、事業者および産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策に対して支出費。
- (6) 税を負担する中間処理業者が、中間処理を効率化すればするほど税を払わなくてもよいといった仕組みであり、中間処理の効率化が1つの狙い。
- (7) 中間処理業者が負担した税が最終的に価格に転嫁され、排出事業者が最終的負担をすることを想定しており、排出抑制効果を持つと期待。
- (8) 税の目的は、税収によって行う最終処分場の設置促進、およびリサイクルの促進といった税収用途による効果といった3つが大きな項目。
- (9) 鳥取県、岡山県及び広島県が軌を一にして検討を始めた訳ではない。鳥根県は、事情が3県とは異なり、まだ検討中の段階。
- (10) パブリックコメントを行ったところ、最終処分場への持込時のみ課税される案に対しては、廃棄物処理法の問題から本来一番責任を負うべき排出事業者がに課税すべきという意見や、中間処理料金に転嫁された税を排出事業者が負担するというのは非常に不透明との意見が出された。そこで、中間処理施設に持ち込む時点でも課税するという案を出したが、排出事業者が必ず納税義務者になるので、排出抑制には直接インセンティブのある制度である反面、他県と違う制度であるが故に、例えば鳥取県で中間処理をされた時に課税された産廃が、例えば広島県の最終処分場に搬入された場合に広島県で再度課税されるという問題が起きるため、原案に戻した。
- (11) 静脈産業の市場が健全化されていない状態で課税すると、排出事業者が中

間処理業者に税相当額を減額を迫り、また、最終処分場が枯渇化しているため、市場で最終処分業者が中間処理業者より優位に立つことから、むしろ中間処理業者、特に優良な業者を痛めつける結果になりかねない。(大塚委員、3回目)

- (12) 理想としては税収はゼロを目指すのが、それは県外に流出することでゼロになるのではなく、リサイクルできるものは最大限リサイクルし、最終的には埋立処分率をゼロにするというもの。
- (13) リサイクルにより埋立処分量がゼロになる以前に、処分場が枯渇しているため、周辺県への流出が起これり、枯渇化の事態が広域化してしまう恐れがある。(大塚委員、3回目)
- (14) 税収の問題とは別に、公共関与の処分場整備や民間施設に全力をつくす。

4 北九州市環境未来税についての指摘等

- (1) 環境未来税は、一義的には各種の環境施策を実施するために必要な財源確保のための目的税であるとの位置づけ。静脈産業だけではなく、全ての企業活動の円滑な発展に必要な不可欠な最終処分場の確保に着目した税を考えた。
- (2) 副次的に環境未来税の導入によって企業活動、埋立処分の減量化、リサイクルが進展し資源循環促進社会への導きができるとも考える。
- (3) 北九州市の公共関与の処分場は基本的に海面埋立で、埋立終了後土地として有効利用できる可能性がある。また、安定型処分場についても採石跡地が多く、処分料金が非常に安い。その安い処分料金に着目して、平均的な処分料金との差の範囲で税額を設定できれば、市外への流出が避けられると考えた。
- (4) 納税義務者は、最終処分業者と市内の自家処分事業者。課税標準は、マニフェストに基づいた産業廃棄物の埋立量で、課税の特例は一切設けない。最終処分業者を課税義務者とする理由は、最終処分業者が市内の環境を利用して事業を行っているということの応益性、最終処分だけをとらえることでリサイクルを含む中間処理が促進されること、最終処分業者に関しては市が廃棄物処理法に基づく監督権限を有し責任ある対応が取れること、二重課税を回避する必要がないこと。
- (5) P P Pの原則から排出事業者に直接納税義務を負わすべきとの議論もあるが、課税権の及ぶ範囲や課税技術上の問題があるため全ての排出事業者を対象にはできず、また一部の排出事業者だけを納税義務者することは税の公平性の点から問題がある。排出に着目して課税するのであれば、北九州市内で排出され市外に出た廃棄物にも課税しなくてはおかしい、逆に市外から入ってきた排出事業者に対して課税できないという問題があり、排出者責任の原

則が貫徹できない。

- (6) 税率は、トン当たり 1,000 円。平成 18 年度までは暫定税率として、トン当たり 500 円としている。
- (7) 税収見込みは、年間 3 億円。税収の用途は、基本的に廃棄物の適正処理、まちづくりの関係、リサイクル・資源化技術に対する研究開発の支援事業、新しい環境産業の創造等。
- (8) 財源目的があるので課税するというのは分かりやすいが、結果として発生抑制の効果があるかどうかは分かりにくい。(細田委員、第 3 回)
- (9) トン当たり 1,000 円、キロ当たり 1 円の税を課して、これがリサイクルに回るとはとても思われぬ。税を課して、実際搬入量が下がったのかの評価が必要。(細田委員、第 3 回)
- (10) 北九州市の場合、環境先進都市として排出抑制、発生抑制に昔から取り組んでおり、税金のアナウンスメント効果ともあわせて、排出抑制が進んでいると理解しているので、課税を総合的政策の中の 1 つとしてとらえられると意味があると思う。(細田委員、第 3 回)
- (11) 産業廃棄物は、全般的に市民からの評判が悪いものであるから、まず導入ありきで、具体的な用途をどうするかが明らかにされていなかった印象がある。(大塚委員、第 3 回)
- (12) 処分料金がトン当たり 3,800 円でやっていけるとするのは、信じられない。そのような最終処分料の安いところへさらに課税をかけてしまうと、適正な利益がえられず、余計に処分業者を痛めつけてしまう気がする。(大塚委員、第 3 回)
- (13) トンあたりで課税しているが、産廃の種類により容積が異なるため考慮が必要。(細田委員、第 3 回)
- (14) 排出事業者は優良企業が多く、中間処理業者は支援しているので、結果的に最終処分業者に課税することになったように思われる。目的が税収確保であるのなら、何も処分量に課税することはない。(高橋委員、第 3 回)
- (15) 税を処分料金に転嫁できない状況が、まさに業界の正常化が進んでいない実態であり、脆弱な処理業者の育成が進まない中で、発生抑制の観点から課税するのであれば、排出者に課税すべき。(三本委員、第 3 回)
- (16) 導入に際し、納税義務者である最終処分業者だけではなく、中間処理業者や排出事業者から、意見を聞いた。そのときに、この税は仕組みとして間違っているという意見が強くあれば見直しを考えたであろうが、基本的に全ての段階の方に一応納得していただいたととらえている。
- (17) 排出事業者からの徴収は困難とのことだが、廃棄物の発生時点で発行される

マニフェストの管理だけで十分に課税できると思う。公平性を保つのであれば自ずから出した時点で課税する必要がある。(三本委員、第3回)

- (18) 本税が最終処分場の確保のための制度であるにもかかわらず、納税するのは最終処分業者という理屈がよく納得できない。(大塚委員、第3回)

5 岩手県産業廃棄物税についての指摘等

- (1) 税導入の背景は、循環型地域社会の実現に向けて、制度的整備、不法投棄事件を教訓にした不法投棄の未然防止のための法制度整備、産業廃棄物対策の総合的推進の一つの経済的な手法、北東北3県の地域サミットでの合意事項である連携した広域産廃対策。自圏内処理を基本的コンセプトとする。
- (2) 岩手、秋田、青森3県共同歩調による広域産廃対策として、知事サミットの合意を受けて、県外産廃事前協議制の義務化、県外産廃に対する協力金、産業廃棄物税を3県でいずれも14年12月議会で制定。
- (3) 産業廃棄物の発生抑制、再使用、そして再生利用、その他適正な処分に係る施策に要する費用に当てるために導入する法定外目的税。
- (4) 課税客体は、処分場への搬入量を減量化しようとするインセンティブ効果を期待して、排出事業者から最終処分場への搬入。納税義務者は排出事業者及び中間処理業者。徴収方法は最終処分業者を特別徴収義務者とする特別徴収。自社の最終処分場に持ち込む場合は申告納付。
- (5) 税の用途は、企業内のゼロエミッションとか、あるいは企業間のゼロエミッション、団地間あるいは団地の周辺を含めてのゼロエミッションといった環境産業を育成するための施策への補助。
- (6) 課税による税収を例えば監視の強化に充てれば、不法投棄の抑制効果があると思うが、これでは優良な業者だけが税負担を負うことになる。課税の動機が不法投棄対策にあるなら、懲罰的な課税があってもいい。(碓井委員、第3回)
- (7) 発生抑制、再使用、そして再生利用の拡大を目的に税率を設定するならば、税導入前と比較して導入後には減量化したほうが得であると判断される損益分岐点が、たったキロ1円であるとしたことになるが、それは廃棄物の種類によってかなり違うと思う。(細田委員、第3回)
- (8) せっかく3県で同様の税を課すにもかかわらず、県境を越えただけで協力金を取られるというのは、県境付近在住の業者にとって非常に不本意。例えば、青森県の残存容量が少ないというのであれば、青森県に対する協力金を高くするのが経済的インセンティブだが、3県同じとするのは結局各県の事情や各県の行政を優先したものだと思う。(飯野委員、第3回)

- (9) かつて不法投棄の可能性のある業者から保険料を取ったらどうかと総務省に提案したことがある。地方自治体だけで実施するのは難しいと思うが。
(飯野委員、第3回)
- (10) 協力金は、事実上の二重課税。また、最終処分、中間処理、リサイクルとで額に差が設けられている。リサイクルを優先するのは重要だが、被害者意識を増長させるような差額の設定は政策的にどうかと思う。(大塚委員、第3回)
- (11) 協力金契約については任意であり、受け入れられない場合については強制できず、できるだけお願いするというもの。事前協議されず持ち込まれた場合は、勧告や命令という形で公表することになる。

6 滋賀県産業廃棄物税についての指摘等

- (1) 産業廃棄物税は、三重県が産業廃棄物税の導入を公表したがきっかけで、平成14年3月に資源化されない廃棄物の排出量と最終処分量を2分の1にするという目標を設定し、これに対応するための税制面の方策として、産業廃棄物税が浮かび上がってきた。
- (2) 税制面から環境政策に切り込む場合に廃棄物の発生抑制、資源化にどのように効果を出すのか、その上でどのように公平性を保つのかというのが大きな議論になった。何とか排出者責任を明確にしながら、発生抑制と資源化を推進するため、排出事業者の申告納付式が望ましいという提言を検討会から頂戴した。
- (3) 納税義務者は排出事業者(六十数社)で、納税は申告納付。課税客体は県内の中間処理施設、または最終処分場への産業廃棄物の搬入。自社の処理施設への搬入は非課税。再生の用に供する施設への搬入は非課税。中間処理後、他県で最終処分に課税される場合は、中間処理は非課税。
- (4) 税の用途は、県の廃棄物処理計画に基づき、循環型社会推進のための産業廃棄物減量の推進、循環型社会推進のための資源化施設等の整備推進、循環型社会推進のための産業廃棄物処理情報の共有化の推進、不法投棄のない社会構築の推進。
- (5) 課税標準は、産業廃棄物施設への搬入重量だが、事業所から中間処理施設に搬入時は係数を乗じ、最終処分量に見合う形で換算。税率はトン当たり1,000円。収入見込額は約1億円。免税点は、年間500トン以下。課税により流通に支障が出ることは問題と考えたが、トンあたり1,000円という税率は、試算では20kmの延長輸送が可能なコスト要因と考え、大きな影響が出ないと考えている。

- (6) 課税が不法投棄を誘引するかどうか検討課題になったが、排出事業者に課税し、個々の廃棄物の移動時点で料金転嫁がないので、不法投棄を誘発する要因にはなりえない。
- (7) 産業廃棄物中の資源化されない廃棄物の排出抑制を特に図るため、排出事業者に納税義務を発生させ、その責任を直接問うことにすると、まるで犯罪者扱いするような罰金的税金になっていると思うが、一方で、条例本文には、そのような記述は無い。経済学者から見ると別に不思議ではないが、税法学者から見ると、税金というのは罰金ではあってはならないとの論理がある。(飯野委員、第3回)

7 国際的な比較に関する指摘等

- (1) 各国の事情の把握は重要だが、一廃、産廃の区別など各国で事情は異なることを理解しつつ議論すべきである。(細田委員、第2回)